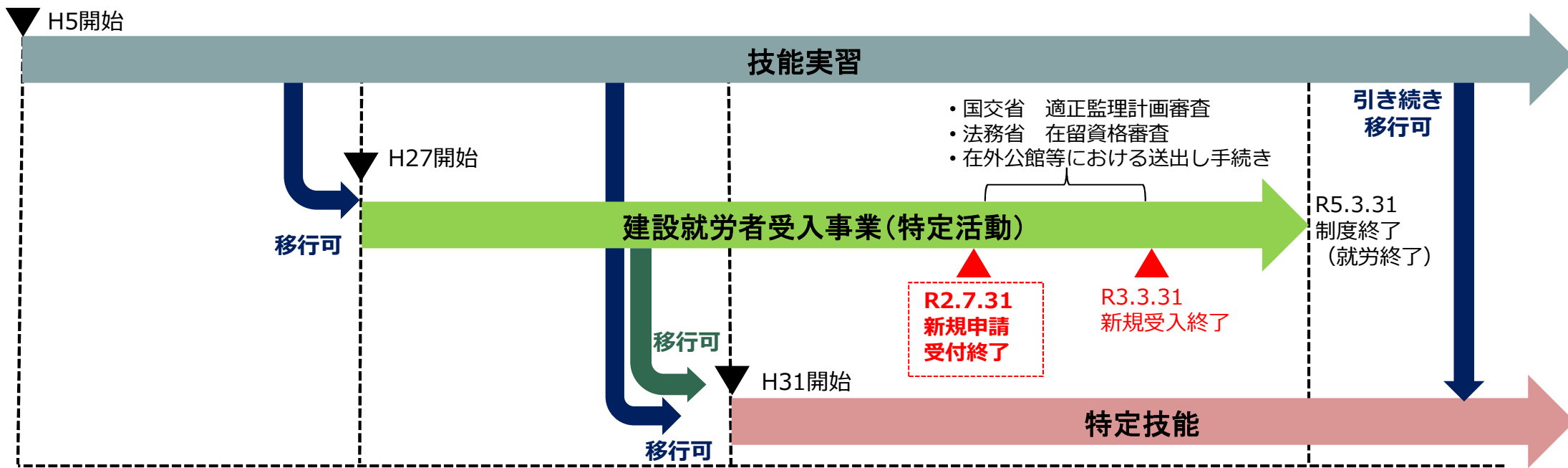


建設就労者受入事業の申請手続きの受付期限 について

建設就労者受入事業の申請手続きの受付期限について

- 特定活動による外国人建設就労者の新規受入れは、令和3年3月31日までに入国し、就労を開始した者まで可能（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示第822号）附則第2）となっています。
- 受入建設企業は外国人の就労開始に先立ち、適正監理計画の国土交通省への申請・認定取得が必要なほか、法務省による在留資格の審査及び（帰国している場合）在外公館での送り出し手続きが必要です。
- 各手続に要する期間は申請書類の審査状況や送り出し国により異なりますが、国土交通省では、令和2年度末の外国人の新規入国・就労開始期限に向けて余裕をもった手続ができるよう、「国家戦略特区農業支援外国人受入事業」の例（別紙1）に倣い、**適正監理計画の新規申請**（受入人数の増加の変更申請含む）を**令和2年7月31日までに受付けた分までで締切る**ことといたします。
- ただし、**新規申請受付終了後も、技能実習から特定技能への移行が可能**（別紙2参照。一部職種を除く。）です。建設分野では、特定技能1号終了後、技能検定1級又は特定技能2号評価試験（令和3年度以降実施）に合格し、職長レベルの実務要件を満たしていれば、在留資格「特定技能2号」に移行することができます。特定技能2号については、在留期間の更新制限がなく、家族の帯同も可能です。
- なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、入国が困難になった外国人材に対しては、在留資格認定証明書の有効期間が3か月から6か月に延長されます。また、技能実習から特定技能への移行の準備に時間を要し、在留資格変更申請が期間満了までに間に合わない場合には、「特定活動（就労可）（4月）」への在留資格変更許可が認められます。詳しくは地方入国在留管理官署までご相談ください。



●国家戦略特区農業支援外国人受入事業

H25より開始。H31年度からの特定技能制度開始に伴い、同事業から特定技能制度への段階的移行を進めることとなった。

(スケジュール)

H30.12.8

入管法改正 特定技能制度創設

H31.2.25

国家戦略特区WG資料において、新制度への段階的な移行のため、①新制度施行後(H31.4.1)速やかに、新規の受入企業の申請停止、②申請停止等の措置にあたっては「指針」の変更により対応、等の方針が示される。

R1(H31).6.12

「指針」の変更。特定技能制度への移行に向け、同事業の受入企業の申請締切の具体的な期限は各適正協議会において定めること、同事業に係る人材については令和2年3月31日までの入国が必要であることが示された。

R1.6.21～28

4つの適正受入管理協議会(京都、新潟、愛知、沖縄)において6/28に受入企業の新規申請受付停止をすることが決定された。

R1.6.28

新規申請受付終了

R2.3.31

新規受入れ終了

※受入企業として法務大臣の認定を受けたもののうち、この日までに入国した者(雇用契約開始期間がこの日以前である者)について、就労可

技能実習等の受入対象職種との対応関係

別紙2

特定技能の受入対象分野「建設分野」
(19業務区分)

職種名	作業名	※
さく井	パーカッション式さく井工事作業	37
	ロータリー式さく井工事作業	
建築板金	ダクト板金作業	172
	内外装板金作業	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	128
建具製作	木製建具手加工作業	73
建築大工	大工工事作業	1,089
型枠施工	型枠工事作業	2,018
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	2,066
とび	とび作業	3,935
石材施工	石材加工作業	121
	石張り作業	
タイル張り	タイル張り作業	195
かわらぶき	かわらぶき作業	112
左官	左官作業	474
配管	建築配管作業	527
	プラント配管作業	
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	142
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	976
	カーペット系床仕上げ工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上げ工事作業	
表装	カーテン工事作業	117
	壁装作業	
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	89
防水施工	シーリング防水工事作業	519
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	158
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	5
建設機械施工	押土・整地作業	1,386
	積み込み作業	
	掘削作業	
	締固め作業	
築炉	築炉作業	0
鉄工(※)	構造物鉄工作業	(1,033)
塗装(※)	建築塗装作業	(2,879)
	鋼橋塗装作業	
溶接(※)	手溶接	(6,749)
	半自動溶接	

※職種別「技能実習2号」への移行者数(H29)

技能実習から特定技能に 移行可能な業務区分
建築板金 (※2020年から追加)
建築大工 (※2020年から追加)
型枠施工
鉄筋施工
とび (※2020年から追加)
屋根ふき
左官
配管 (※2020年から追加)
保温保冷 (※2020年から追加)
内装仕上げ/表装
コンクリート圧送
建設機械施工
特定技能において新たに設ける業務区分 (技能実習がない業務区分)
トンネル推進工
土工
電気通信
鉄筋継手
吹付ウレタン断熱 (※2020年から追加)
海洋土木工 (※2020年から追加)

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野25職種38作業のうち、13職種22作業が特定技能の受入対象となった

⇒「建設関係」の技能実習対象職種に従事する者のうち、約92%をカバー (H29実績ベース)

※建設業者が実習実施機関である場合に限る。移行者数は建設業者以外も含む。

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野 (25職種38作業)